

件名

金融商品取引業等に関する内閣府令附則第三十四条の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第 号）の施行に伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令附則第三十四条の規定に基づき国又は地域を指定する件（令和三年金融庁告示第百一号）の一部を次のように改正し、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行の日（令和七年五月一日）から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）附則第三十五条の規定に基づき、国又は地域を次のように指定する。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）附則第三十四条の規定に基づき、国又は地域を次のように指定し、令和三年十一月二十二日から適用する。</p>